

当通知は、法人本部に送付しておりますので、各施設・事業所への周知をお願いいたします。

事務連絡
令和2年12月18日

各障がい者（児）福祉施設・事業所を運営する法人代表者様

新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 松浦 正敬
(福祉部障がい者福祉課)

新型コロナウイルス感染拡大防止について（お願い）

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、多大なご尽力をいただいております、深く感謝申し上げます。

さて、全国的に医療施設、高齢者施設等でのクラスターが多数発生している状況を受け、年末年始にかけて新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されます。

特に、障がい者支援施設及び共同生活援助の利用者に関わる職員におかれましては、下記の取り組みを徹底していただき、感染拡大防止に努めていただきますよう、改めてお願いいたします。

また、入所・居住系サービス以外の障がい福祉サービス等事業所におかれましても、日頃からの感染防止に向けた取り組みの再徹底をお願いいたします。

記

- 1 管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、利用者の健康状態の変化に留意してください。
- 2 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めてください。
- 3 施設の利用者又は職員が、発熱や咳、呼吸困難、倦怠感などの症状がある場合は、協力医療機関や健康相談コールセンター(TEL33-7638)に電話相談し、指示を受けてください。

【参考（厚生労働省通知）】

○医療機関、高齢者施設等の検査について（12/8 事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000703307.pdf>

○高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（11/19 事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000696766.pdf>

○医療機関、高齢者施設等の検査について（11/16 事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000695267.pdf>

○医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について（10/16 事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683611.pdf>

○社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）（10/15 事務連絡）

http://www1.city.matsue.shimane.jp/jigyousha/hukushi/shougaisha/sinngatakorona2.data/201015_ryuuiten01.pdf

松江市福祉部障がい者福祉課
電話(0852)55-5946